

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 5 日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

指定暑熱避難施設の指定の促進について（周知依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における熱中症対策の推進に資することを目的として、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に存する施設であって法に規定する基準に適合するものを「指定暑熱避難施設」（以下「クーリングシェルター」という。）として指定することができるとされています。

都道府県熱中症予防対策担当部局におかれては、貴管内の市町村に対し、引き続きクーリングシェルターの指定を促進するよう周知をお願いします。

なお、クーリングシェルターの指定に当たっては、市町村が管理する施設に限らず、市町村以外の者が管理する施設として、民間施設のほか、国の行政機関の庁舎等も指定することができますので、積極的に指定を呼びかけるよう併せて周知いただくとともに、都道府県が管理する施設等について、クーリングシェルターとして活用可能な施設がありましたら、積極的に市町村へ情報共有いただくようお願いします。

《本件照会先》

環境省大臣官房環境保健部企画課

熱中症対策室 竹内、辻田

E-mail : netsu@env. go. jp

【参考】 指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き、運営に関する事例

- ・「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf

- ・「指定暑熱避難施設に係る協定書の例」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.pdf

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240304_doc05.docx

- ・「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc03.pdf

- ・「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の公表情報のひな型」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.xlsx

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/cooling_shelter_data_sample.csv